

最低賃金アップにあわせた 助成金をご存じですか？

時給を30円昇給することで、生産性向上の為の機器の購入代金のうち

30万円～450万円

を受給できる可能性があります！

従業員数
100人以下の
会社限定

業務改善
助成金

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、令和4年度の最低賃金を全国平均で31円引き上げるとする答申をまとめました。今年も大幅な引き上げとなります。これに合わせて受給できる助成金がありますので、ぜひ活用しましょう。

<要件>

- ① 時給換算して地域別最低賃金+30円以内の従業員が1人以上いて、対象者全員の時給を30円以上昇給すること。
※ 入社後3ヶ月以上の職務暦のある方が対象です。
※ 既に時給が高い人の昇給は不要です。
- ② 労働時間が少しでも短縮する効果のある機材等を購入すること。

+45円,60円,90円の場合は
助成上限額がアップ

+30円

最低賃金

【最低賃金】

東京都	1041円
神奈川県	1040円
埼玉県	956円
千葉県	953円

2022年8月11日現在

<助成金額>

購入代金の75%～80%まで、
かつ、右表の金額が上限
(+30円の場合)

※昇給が45円以上の場合には助成上限額が引きあがります。

引き上げる
労働者数

助成
上限額

1人

30万円

2～3人

50万円

4～6人

70万円

7人以上

100万円

<今後の流れの例>

8月	計画申請の提出	
9月	審査・認定	
10月～12月	機器の注文、納品、支払い	上記<要件>①の人の賃金をアップ
1月	購入と賃上げの実績報告書	

<受給のポイント>

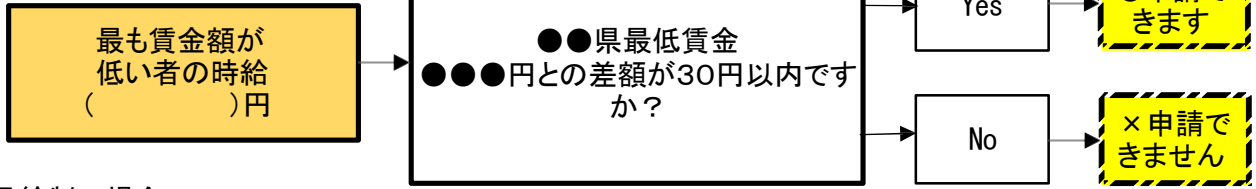
- 計画申請の提出の際に、機器の見積書および相見積書が必要になります。
- 機器の注文は必ず交付決定後にしてください。
- 従業員全員の賃金台帳を提出する必要があります。

<手続報酬料> 着手金3万円 + 助成金額の25%

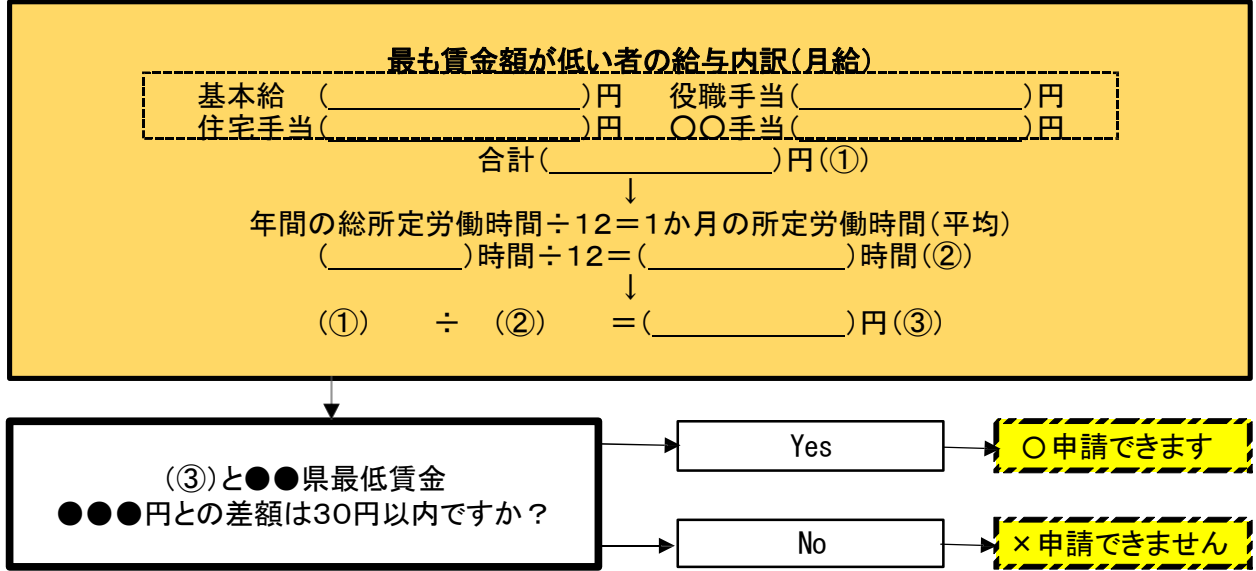
助成金の対象となるか確認しましょう

<賃金について>

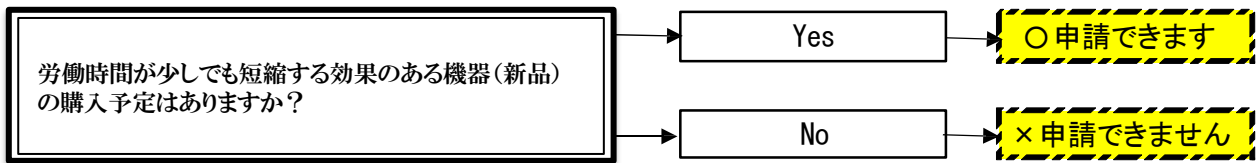
時給制の場合



月給制の場合



<機器について>



業務改善助成金について

業務改善助成金のご案内その1 概要編 - YouTube

<https://www.youtube.com/watch?v=f1cpDJNwQEQ>

- ・業務改善助成金は厚生労働省が所管する助成金です。
- ・解雇や労働法規違反があると、不支給となる場合があります。
- ・その他、業務改善助成金の概要については、下記をご覧ください。



ご依頼の件数が多い場合、お断りする場合がございますので、お早めにお問い合わせください。

お問い合わせはメール (consulting@asukagroup.net)

右記、お申し込みフォーム (<https://onl.sc/rAgYgCB>)

FAX (03-3403-4866) または お電話(03-3403-4864)で！



お名前	貴社名	役職	
メールアドレス	TEL		
お問い合わせ内容			